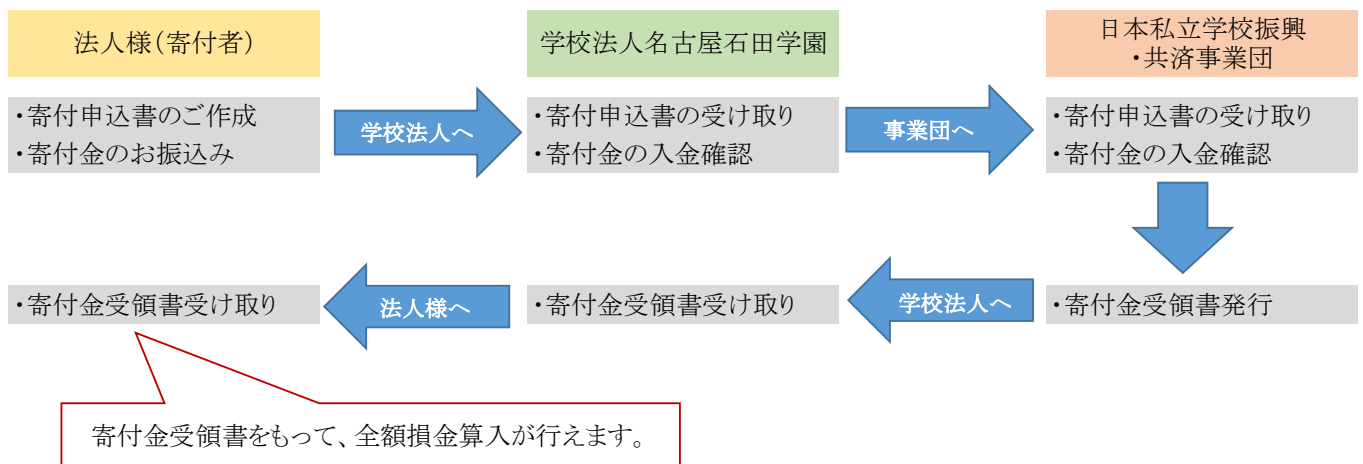


## ～法人様向け 受配者指定寄付金制度のご案内について～

本学園に対して行われました寄付金は、税制上の優遇措置として、日本私立学校振興・共済事業団が取り扱う「受配者指定寄付金制度」に基づき、寄付金を支出された事業年度について寄付金の全額を損金の額に算入することが出来ます。

### 【受配者指定寄付金制度】の流れ

\*受配者指定寄付金制度とは、私立学校の教育研究の発展に寄与するために、日本私立学校振興・共済事業団を通じて、法人様にご指定いただく学校法人に対し、寄付金の配布が行われる制度です。



### 《ご留意事項について》

お振込み頂きます寄付金は、本学園を経由して日本私立学校振興・共済事業団へ振込を行います。全額損金算入を行うためにご使用いただく「寄付金受領書」の日付は、法人様が本学園へお振込み頂いた日付ではなく、本学園が日本私立学校振興・共済事業団へ振込を行った日付となります。本学園を経由して寄付金の振込対応を行います都合、全額損金算入をされる場合は、法人様の決算日までの余裕をもってお手続きいただけますと幸いです。

### 《寄付申込書について》

本学園の事務手続き上、法人様の郵便番号・ご住所・お電話番号・社名・代表者名及びご印鑑を2箇所ずつ頂戴いたします。お手数をおかけいたしますが、よろしくお願い申し上げます。

